

名古屋市立大学全学教育機構規程

(趣旨)

第1条 名古屋市立大学において、教育の質を管理し、あわせて教養教育、専門教育及び大学院教育を体系的に行うための機関として、名古屋市立大学全学教育機構（以下「機構」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 機構は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教養教育及び専門教育の一体的な推進に関すること。
- (2) 全学教育プログラムに係る企画、立案及び実施に関すること。
- (3) 学部・研究科横断型教育プログラムの推進に関すること。
- (4) 専門教育及び大学院教育に係る理念、教育体制のあり方、連携その他諸課題に関すること。
- (5) 高等教育院の所管事業に係る各学部及び研究科との連携調整に関すること。
- (6) 学生に対する学修支援に関すること。
- (7) 情報通信技術を活用した教育支援に関すること。
- (8) その他機構が必要と認める事項。

(一部改正 平成30年達第37号)

(開設)

第3条 機構は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事（教育）
- (2) 高等教育院長
- (3) 各研究科から選出された教授で、学長が任命する者
- (4) 教育研究部長
- (5) 教務企画室長
- (6) 学部事務室（山の畑事務室を含む。）の事務長
- (7) 医療人育成課長
- (8) その他第4条に規定する機構長が必要と認めた者

(一部改正 平成30年達第

37号、平成31年達第63号、令和2年達第81号、令和3年達第80号、令和4年達第63号)

(機構長)

第4条 機構に機構長を置き、理事(教育)をもって充てる。

2 機構長は、学長の命を受け、機構の業務を統括する。

(一部改正 平成30年達第37号、令和2年達第81号、令和4年達第63号)

(副機構長)

第5条 機構に副機構長を置き、高等教育院長をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(一部改正 平成30年達第37号)

(任期等)

第6条 第3条第3号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に規定する委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集及び議事)

第7条 機構の会議は、機構長がこれを招集し、機構長がその議長となる。

2 機構は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 第1項の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(議事の特例)

第7条の2 議長が必要と認めるときは、委員に書面を送付し又は電子メールを送信し、その意見を徴し又は可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電子メールによる審議について準用する。この場合において、同条第2項中「機構」とあるのは「機構の会議における審議」と、「の出席がなければ、会議を開くことができな

い」とあるのは「から議長が定めた期日内に書面又は電子メールにより回答がなければ成立しない」と、同条第3項中「出席者」とあるのは「書面又は電子メールにより回答のあった委員」と、同条第4項中「会議に委員以外の者を出席させ」とあるのは「第2項に規定する審議において、委員以外の者に書面又は電子メールにより」と読み替えるものとする。

(この条追加 令和4年達第63号)

(専門委員会)

第8条 第2条各号(第5号及び第6号を除く。)に掲げる事業に係る個別の事項を推進するため、機構に専門委員会を設置することができる。

2 前項の専門委員会の運営に関し必要な事項は、機構長が定める。

(一部改正 令和4年達第63号)

(庶務)

第9条 機構の庶務は、教務企画室において処理する。

(一部改正 令和3年達第80号)

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(一部改正 令和4年達第63号)

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 名古屋市立大学大学教育推進機構規程(平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第45号)は、廃止する。

3 名古屋市立大学教育支援センター規程(平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第14号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第37号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第81号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第80号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学全学教育機構規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。